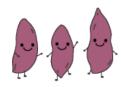
平成30年8月24日



くまごろうだより



暦の上では8月23日は処暑、「暑さが峠を越えて後退し始めるころ」といわれています。 ところが今年の暑さはまだまだ収まる気配がありません。合わせて台風も接近しているようで、大雨の恐れもあるとか。気象庁は警報が出たら「早めの避難を!」と呼びかけていました。

トピックス

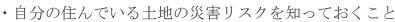


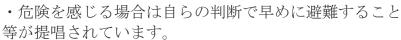
大雨による洪水や、地震など自然災害が 多くなっています。内閣府は平成29年1月に 避難勧告等に関するガイドラインを改定しました。

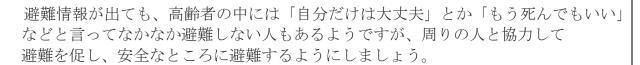


主な変更点は避難情報で、改定後は以下の通りとなっています。

	種類	発令時の状況	住民がとる行動
	避難準備	人的被害の発生する可能	要介護者、特に避難行動に時間が
		性が高まっている	かかる人、高齢者は避難行動を始め
			る
	避難勧告	人的被害の発生する可能	発令された地域の住民は指定さ
		性が明らかに高まった状況	れた避難場所に避難する
	避難指示	災害の起こる前兆が発生。	対象の地域の住民は避難を完了
	(緊急)	切迫した状況から人的被害	する。
Ц		の発生する危険性が非常に	避難行動に移る時間的余裕のな
		高い、又はすでに発生してい	い場合は生命を守る最低限の行動
),)-	がる状況。	をする。
1	<u> </u>		







お知らせ

杉並事業所から 事務所開業日変更のお知らせ



今まで月曜日~土曜日まで事務所を開けていましたが、 9月から事務所の開いている曜日は月曜日~金曜日となります。 土曜日に書類を提出される場合はポストをご利用ください ご不便をおかけしますが宜しくお願いいたします。



経理から 給料明細書の記述の仕方が変わります。

「訪問手当」「土、日、祝日手当」「交代手当」など 事業所独自で付けている手当については、まとめて 「処遇改善手当」として記載します。

手当の内訳は添付の明細書に記載していますので参考にしてください。 不明な点がありましたら管理者、又は政までお問い合わせください。

